

仙台市外国人材受入費用補助金に係る主な質問と回答

| | 質問 | 回答 |
|----|---|---|
| 1 | どのような法人が対象となるのか。 | 仙台市内で介護サービス事業所を運営する法人で、外国人材を受け入れる場合に対象となります。 |
| 2 | どのような費用が補助の対象となるのか。 | 外国人材を受け入れるにあたって要した費用のうち、要綱の別表に掲げる費用を補助します。 |
| 3 | 施設が受けられる補助金の額はどれくらいか。 | 補助対象経費(税抜)の1/2を補助し、外国人材1人あたり一会計年度につき25万円を上限とします。 |
| 4 | 補助対象は1施設あたり何人まで受けられるのか。 | 1施設あたりの上限数はありませんが、一会計年度につき一法人当たり2名を上限とします。 |
| 5 | 申請はいつ行えばよいか。 | 当該年度において、外国人材が勤務を開始した時点で申請を行ってください。なお本補助金は、交付申請と実績報告を同時に提出いただきます。 |
| 6 | 補助金が交付されるタイミングはいつか。 | 申請にて、交付申請兼実績報告書の提出を受け、内容を精査したのち、補助金額の確定を行った後に交付します。なお、交付にあたっては仙台市所定の請求書を提出してください。 |
| 7 | 受入にあたっては前年度中に支払った費用も経費としてよいか。 | 外国人材を受け入れるに当たって要した経費を補助対象としますので、支払いのタイミングは問わず経費として申請してください。 経費の内容によっては、申請書類の精査の際に対象外とする場合もあります。 |
| 8 | 補助金の交付が受けられる要件は。 | 仙台市内の介護サービス事業所において、外国人材を受け入れる場合に要した経費を支出する事業であり、以下の点を満たすものとします。 ・他の制度による補助を受けていないこと ・外国人材が、申請者が運営する市内介護事業所で勤務を開始すること 補助対象となる経費については要綱をご確認いただき、ご不明点は個別にお問合せください。 |
| 9 | 就労を開始したことはどのような資料で確認するのか。 | 労働契約通知書や雇用契約書、または雇用証明書等の書類で確認いたします。 |
| 10 | 受入れを行った当該年度中に、受け入れた外国人材が退職した場合はどうなるのか。 | 本補助金については、外国人材の勤務開始を要件としていることから、退職した場合には特段の定めはありません。 |
| 11 | 複数の外国人材を受け入れる場合、複数名が一緒に使用した費用等はどのように処理するのか(大使館への提出書類をまとめて郵送した場合等) | 当該申請に係る費用であれば補助対象経費として積算が可能ですが、1名あたりの金額で申請いただく必要があります。金額の分かる資料については、1名あたりの金額(単価のようなもの)の記載がある領収書を徴求いただくか、申請する外国人材に係る費用については、それぞれの領収書作成いただくよう支払先に依頼ください。 上記が難しい場合は、合計額を2名のうちどちらかの外国人材の受入費用として計上してください。 |
| 12 | 在留資格介護は対象とならないのか。 | 在留資格「介護」については、介護福祉士資格を保有していることが必要であることから、国内の介護福祉士養成校を卒業していることや、既に国内で介護職として勤務していることが想定されます。 補助対象として想定されるのが、今回初めて海外から来日し仙台市内で勤務する外国人材であることから、対象の在留資格を技能実習、特定技能、EPAを対象としています。 |
| 13 | 市内で介護サービス事業所を運営しているが、本社が市外にあっても対象となるか。 | 市内で介護サービス事業所を運営する法人であることが要件となっており、外国人材を受け入れる事業所が市内にあれば本部の所在地は市外でも構いません。 |

仙台市外国人材受入費用補助金に係る主な質問と回答

| | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 14 | 本社が市内にあるが、市外で介護サービス事業所を運営している場合は対象となるか。 | 市外で介護サービス事業所を運営しており、市外事業所で外国人材を受け入れる場合には補助の対象になりません。 |
| 15 | 宮城県の特定技能の受入に関する補助制度を利用しているが、市の補助金の対象になるか。 | 他の制度による補助を受けていないことを要件としておりますので、県の補助事業を受けて受け入れた外国人材は補助対象になりません。県の補助を受けずに受け入れた外国人材は補助の対象になります。 |
| 16 | 第6条の「受入事業者が運営する事業所」とは、第3条で規定する法人が市外で運営する事業所でもよいのか。 | 市外で運営する事業所の場合、本補助金の本旨になじまないため対象となりません。市内で運営する事業所に外国人材を受け入れた場合に補助の対象になります。 |
| 17 | 第7条の補助対象となる経費が、申請時点で税込か税抜かわからない場合はどうすればよいのか。 | 本補助金では、外国人材の受け入れ後に申請することとしており、受入に係る費用の金額は確定しているものと想定されます。税込、税抜の別については、費用の支払先の事業者へ確認した上で申請を行ってください。 |
| 18 | 8条の一会計年度で25万円が上限とは、どこからどこまでの期間で要した費用を対象とするのか。 | 外国人材を受け入れるまでに要した経費が対象となります。外国人材が勤務するまでに要し経費で、要綱の別表に掲げる項目に該当する費用を、勤務開始日に近い日から足し挙げて算定してください。 |
| 19 | 10条の補助金の交付が不適当な場合とは、どのような場合か。 | 補助対象経費として、不適当な費用が計上されているような場合等を想定しておりますが、個別の判断となります点にご留意ください。 |
| 20 | 外国人材を対象とした保険料は対象になるのか。 | その保険が任意保険(JITCOが提供する総合保険等)の場合には対象になりません。 |

要綱・様式の内容について

| | | |
|----|-----------------------------|---|
| 21 | 入国に要する経費とはどのようなものか。 | 外国人材が入国するための旅費や、在留資格の手続きを郵送で行う場合の郵便代等を想定しています。 |
| 22 | 在留資格の申請要する経費とはどのようなものか。 | 在留資格の変更の申請等を想定しています。(＜例＞在留資格認定証明書交付申請：日本に入国しようとする外国人の方が、日本で行おうとする活動内容がいずれかの在留資格(「短期滞在」及び「永住者」を除く)に該当するものである等の上陸のための条件に適合していることを証明するために、入国前にあらかじめ行う申請です。※出入国在留管理庁HPより) |
| 23 | 講習や研修に要する経費はどこまで対象となるのか。 | 受入調整機関に対して、研修費用や講習費用として支払った金額が対象となります。研修期間中に支払った生活のための費用(食糧費や生活費手当等)は対象になりません。 |
| 24 | 特定技能の初期費用とはどのようなものか。 | 支援計画の策定、及び提出に係る費用、外国人材の入国に要する経費、入国前及び入国後の研修に要する経費、在留資格の変更に要する経費等を想定しています。 |
| 25 | 外国人の受け入れ期日はどのような日付を書けばよいのか。 | 開始日は外国人材が事業所にて勤務を開始する日付をご記入ください。 修了日は外国人材の在留資格に応じた契約の終了日をご記入ください。 |